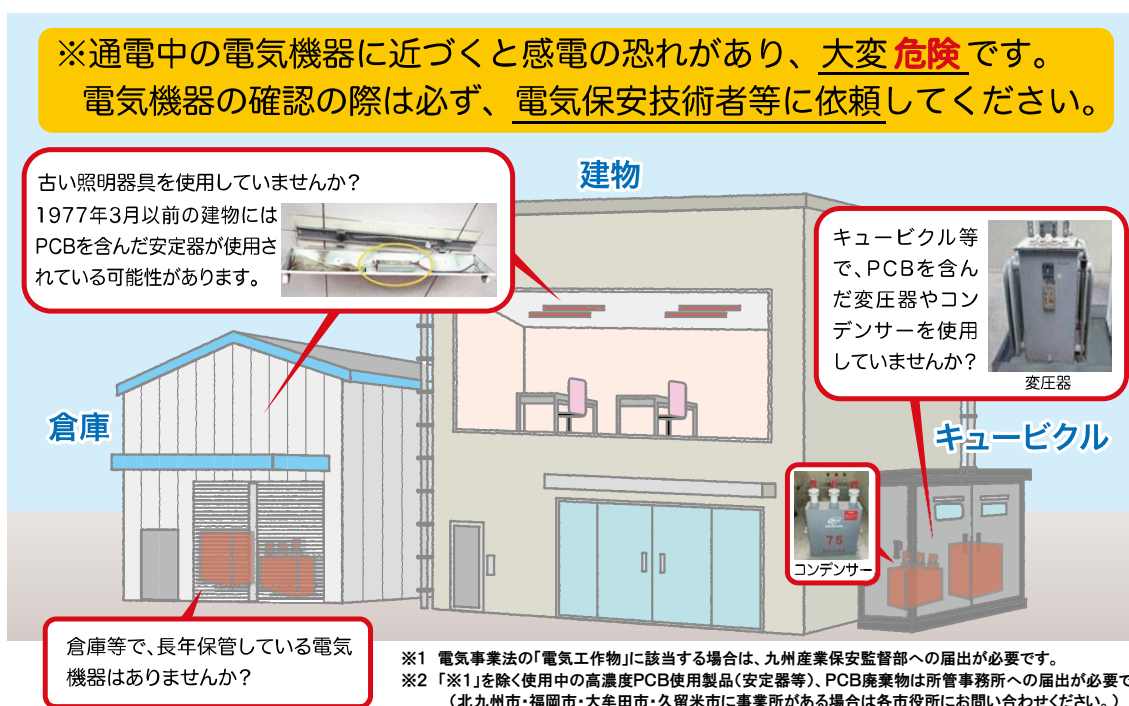


高濃度 PCB 廃棄物の処分期間の終了が迫っています！

★★高濃度 PCB を含む変圧器・コンデンサー等 → **平成 30 年 3 月 31 日**まで★★
★★高濃度 PCB を含む安定器・汚染物等 →→→ **平成 33 年 3 月 31 日**まで★★
※低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は平成 39 年 3 月 31 日までです。

変圧器やコンデンサーなどには、人体に有害であることが判明しているポリ塩化ビフェニル、通称 PCB を用いたものがあり、福岡県内でこれらの **PCB 廃棄物をお持ちの事業者は上記の期間内に処分委託を行わなければなりません**。使用中の変圧器・コンデンサー及び安定器等についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります。

下図を参考に工場や事務所などに PCB を含む機器がないか、ご確認をお願いします。



- 処分委託先：中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) 北九州 PCB 処理事業所 (093-522-8588)
中小企業が高濃度 PCB 廃棄物を処分する場合は処分費用の軽減措置があります。詳しくは JESCO 中小軽減担当 (0120-808-534) にお問い合わせください。
- 処分期間を過ぎると行政処分の対象となります！
- 詳しくは福岡県ホームページまで。→→→ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pcb.html>

お問い合わせ
宗像・遠賀保健福祉環境事務所 (TEL 0940-36-6322)